



ア) 十分である イ) 十分でない ウ) その他 ( )

県知事に当選されたら、中間指針・追補の見直し(センターに対する各種申立てで明らかになった、中間指針で十分考慮されていない被害実態への対応や、後述の自主的避難等対象区域、南相馬市鹿島区、旧緊急時避難準備区域等での賠償の打ち切り問題等)について、審査会に対して何らかの働きかけをする予定はありますか。

ア) ある イ) ない ウ) その他 ( )

④ いわゆる自主的避難等対象区域の住民に対しては、東京電力への直接請求では、「妊婦・18歳以下の子ども」以外の成人については、1人12万円の賠償しかありません。

自主的避難等対象区域の住民に対する賠償は十分なものとお考えですか。

ア) 十分である イ) 十分でない ウ) その他 ( )

イ) の場合、改善のための施策や働きかけを具体的に検討されている場合には、以下に記載をお願いします。

( )

⑤ 現在、政府の避難指示等の有無・種別によって、賠償に大きな格差が生じています。例えば、南相馬市鹿島区(平成23年3月に南相馬市による一時避難要請があった)では、賠償は平成23年9月で原則として打ち切られており、旧緊急時避難準備区域では、賠償は平成24年8月で原則として打ち切られています。

これらの地域の住民に対する賠償は十分なものとお考えですか。

ア) 十分である イ) 十分でない ウ) その他 ( )

イ) の場合、改善のための施策や働きかけを具体的に検討されている場合には、以下に記載をお願いします。

( )

⑥ 避難指示区域(帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)や特定避難勧奨地点の解除時期・解除の条件について、国が現在予定している解除時期や想定している解除条件は、適切なものとお考えですか。

ア) 適切である イ) 適切でない ウ) その他 ( )

イ) の場合、改善のための施策や働きかけを具体的に検討されている場合には、以下に記載をお願いします。

( )

⑦ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間は、平成28年3月末までの延長しか決ま  
ていません。避難指示区域・自主的避難等対象区域を問わず福島県からの避難者の中には、その後も  
避難を継続せざるを得ない状況の方が多くなると思われますが、県知事に当選されたら、そうい  
った避難者の住宅の問題等について、支援を行う予定はありますか。

ア) ある イ) ない ウ) その他 ( )

ア) の場合、支援を具体的に検討されている場合には、以下に記載をお願いします。

( )

⑧ 現在国や市町村が福島県内で行っている除染について、山林・農地の除染の問題も含めて、十  
分なものとお考えですか。

ア) 十分である イ) 十分でない ウ) その他 ( )

イ) の場合、改善のための施策や働きかけを具体的に検討されている場合には、以下に記載を  
お願いします。

( )

⑨ 現在福島県が実施している「福島県民健康管理調査」について、その調査方法や調査内容は妥  
当なものとお考えですか。

ア) 妥当である イ) 妥当でない ウ) その他 ( )

イ) の場合、改善のための施策や働きかけを具体的に検討されている場合には、以下に記載を  
お願いします。

( )

平成26年10月 日

回 答 者

\_\_\_\_\_ ㊟

以 上